

平成30年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月26日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 荒川 泰宏
17 番 立入三千男	

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第67号から議第93号まで

(平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他26件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第96号

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第6号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第10号から意見書第13号まで

(家庭教育支援法の制定を求める意見書(案) 他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午後1時00分) 改めまして皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりでございます。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第11番、山本剛議員、第12番、鈴木市朗議員を指名いたします。

ここで、鈴木議員及び稲垣議員から発言を求められておりますので、順次これを許しま

す。

まず第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。去る行われました一般質問の中で、市有地の関係で筆数の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。私が申し上げました筆数が2万1,000筆ということでございましたが、これは1万2,000筆の訂正とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 次に、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 稲垣でございます。平成30年第6月定例会において、第7期野洲市介護事業計画による介護老人福祉施設の公募に関する私の一般質問において、質問終了直前の地元説明会の開催日時の問いについて、議場で不確かな情報である旨を前置きした上でありましたが、私は把握している限りでは、6月25日に行われていると述べ、事実確認を求めました。質問した点について、一般質問終了後、自身で再調査したところ、日時に関しては6月24日である事実が確認できました。よって、日にちの訂正を行います。自身の調査不足により、関係各位にご迷惑をおかけしたことを、謹んでおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（矢野隆行君） ただいまの鈴木議員及び稲垣議員からの発言について、会議規則第64条の規定に基づき、発言の訂正を認めます。

（日程第2）

○議長（矢野隆行君） 日程第2、各委員長より委員会審査結果報告が提出されておりますので、議第67号から議第93号まで、平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他26件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る9月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第86号野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、審査いたしました。

委員から、職員の初任給、昇格、昇級等についての基準は別に定めるとなっているが、

これは何が基準かとの質疑に対し、一般の職員と同じように、1年間に基本的に4号上がっていく基準がある。

また、一般職の1級は、2級に上がるまでは年数があつて、あとは21級で配列されているが、看護師職の給与だけが昇級の号数がばらばらだが、これは何か意図があるのかとの質疑に対し、1級は准看護師、2級は看護師を想定している。次に、2級から3級も同じ看護師でも、経験年数で変わる。4級は主任、主査級で、5級が副師長、課長代理と職階によって変わるとの答弁がありました。

また、初めは市職員でも独法の経営形態を変えても、給与体系、給与は移行していくのかとの質疑に対し、今回提案している条例及び規則の給与表は、独法に移ることを前提としているとの答弁がありました。

また、いわゆるスーパードクターといわれるような方が来た場合でも、全てこの原則に当てはまるのか、何かそのときは特別な対応をするのかとの質疑に対して、新病院は、地域医療の中核的な医療機関を目指すので、特殊な技術を持った医師という想定はないとの答弁がありました。

また、医療業務手当、例えば病院長が月額90万円を超えない範囲、これは特殊勤務手当の医療業務手当なので、大雑把な決め方だが、管理者が決めるので、管理者の権限が大きくなるのではないのかとの質疑に対し、医療業務手当というのは一般的な手当で、県内でも、病院長が150万円程度というところもある中で、このような金額を定めている。全国的にもごく一般的な手当であるとの答弁がありました。

また、医療業務、スタッフの報酬はシミュレーションどおりかとの質疑に対し、今後、メンバーが決まった中で、経験やいろんなことを配慮しながら、早急にお示しできるようにするとの答弁がありました。

また、市民病院への募集状況はとの質疑に対し、課長級、係長級の募集は終了し、9月中に試験を実施する。一般職については、9月21日まで募集中であるとの答弁がありました。

また、何か特殊な応募なり、採用をされるのかとの質疑に対し、市民病院の職員採用に関しては、地域の新しい市民病院が中核的病院としてやっていけるように、地域の医療状況がわかっているような方を優先的に採用するように事務を進めている。特殊な募集はしていないとの答弁がありました。

また、市民病院になる際に、新しい医療システムになるから、それに慣れる期間を設け

て、現行の野洲病院から新しい市民病院までに移行という話は聞いたが、今回、今の野洲病院が母体のままで市に切り替わるときに、新しく採用された方がならし期間みたいな研修は7月になってからなのかとの質疑に対し、新規採用職員の新卒の方は、4月1日採用となり、4月、5月、6月の間は、どこかの病院で訓練をしていただく。さらに、33年の春に、駅前南口に新しい病院ができるときは、部屋の構造とか場所が変わるので、一旦患者数を減らしながら訓練をし、並行的にうまくコントロールできるかなと考えているとの答弁がありました。

また、障がい者雇用について、市民病院で250人ぐらいの職員がふえた場合、市としてその数値を確保するための努力はされるのかとの質疑に対し、病院の職員全部が分母になるわけではなく、除外率等の計算もあるので、雇用率は不明であるとの答弁がありました。

委員間討議では、先ほど委員が言われた魅力的な病院というと、せっかく駅前にあるのだから、その有利性をどう使うか、中核業務をしながら、大阪、京都圏などからも、より優秀な人材目当てに来てくれたらいいのにとこの話を病院の中でよく聞くと思うが、そういう認識でもあるかということかということに対して、アクセス条件がよくなるので、優秀な人材、個人が持っているやる気のある人材を確保して、やる気を出させていくような雇用を一番求めているとの意見がありました。

採決の結果、議第86号野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第87号野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

委員から、用務員及び調理員は、対象年齢の職員がなくなった、今後も採用されないということかとの質疑に対し、今現在、用務員、調理員という労務職の採用はしていない。今後も新たに採用する予定はない、現在用務員は、嘱託職員で雇用しているとの答弁がありました。

また、組合は了解しているのかとの質疑に対し、理解していただいているとの答弁がありました。

採決の結果、議第87号野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第88号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一

部を改正する条例について、審査いたしました。

委員から、長期契約を結ぶ上で、想定されている契約というのはどのようなものかとの質疑に対し、施設に付随する物品として、庁舎の蛍光灯のLED化、空調設備の本体更新の機器及び電算処理システムの運用として、セキュリティー対策ソフトの運用を施設の維持管理として、また、公園の清掃、巡視等をそれぞれ想定しており、財政負担の平準化や、年度がわり時のサービスの継続を考慮したものであるとの答弁がありました。

また、今まで条例で制定していたのを規則に置きかえた点と、医療機器、検査機器等というのは、病院事業でも継続契約にすることかとの質疑に対し、規則委任については、経済活動の変動に迅速に対応するため、また医療機器については、今、庁舎に備えつけているAEDが該当しているが、病院の機器導入にも該当する。また、メリットは十分理解できるが、例えば複数年数契約になったときに、適度な環境のチェック体制はどの質疑に対し、役務の提供など、雇用などに変動があるようなものは、最長の5年とせず、3年を目途に契約しているとの答弁がありました。

採決の結果、議第88号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第91号財産の取得について（消防ポンプ自動車）について、審査いたしました。

委員から、前は4WDで、二駆になっているのはどの質疑に対し、気象状況や近隣市の状況も踏まえて、二駆で十分と判断した。冬場は整備にスタットレス交換、仕様にハンドタイプのチェーンを入れており、それで十分対応可能と考えている。また、消防団にも理解をいただいているとの答弁がありました。

また、今回のポンプ自動車購入の入札率の分析はどの質疑に対し、入札率は99.7%で非常に近い金額になっているが、予算の段階から精査し、ぎりぎりの中での金額を予算計上した。適正であると判断しているとの答弁がありました。

また、予定価格でオーバーした業者は何社あったのかとの質疑に対し、8社の指名競争入札で2社が辞退であり、6社入札いただき、5社がオーバー、1社が予定価格におさまったとの答弁がありました。

また、今回、中里の分団だが、あと更新はどのような計画かとの質疑に対し、昨年度は野洲分団を更新した。今後は平成14年に購入の三上分団と祇王分団が平成34年に、そして、平成22年に購入の兵主分団と篠原分団が、平成43年に更新予定である。北野分

団は、総務省から貸与いただいているとの答弁がありました。

また、20年なら3年おきで順番にやって、7つで割るとか、予算としては均等的に割れるような設備計画、投資、維持管理が必要では。早目に整備していくべきである。今後の更新については考慮してもらいとの質疑に対し、更新は湖南4市が20年としているが、メーカー推奨は15年、湖南広域消防局は16年ということにしている。ご意見を踏まえ、財政負担等も含め、今後検討するとの答弁がありました。

採決の結果、議第91号財産の取得について（消防ポンプ自動車）は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。去る9月5日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

議第89号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査いたしました。

委員からの、代替保育の提供に関わる連携施設の確保が著しく困難である場合とは、具体的にどのような状況を指すのかとの質疑に対し、待機児童の発生要因の1つとして、保育士が不足していることが上げられるが、このように保育士が不足している状況においては、家庭的保育事業等の事業者が、当該家庭的保育事業等の職員に代替する保育士を代替保育の提供に関わる連携施設である保育所、幼稚園または認定こども園から確保することは難しいというような状況と認識しているとの答弁がありました。

また、委員からの本市に家庭的保育事業等の事業所はないとのことだが、今回の条例改正により、本市に家庭的保育事業等の事業所ができる具体的な見通しはあるかとの質疑に対し、今回の条例改正は、国における基準省令の改正に合わせて、本市の条例を改正する

ものであり、現在のところ、今回の条例改正により、本市に家庭的保育事業等の事業所ができる具体的な見通しはないとの答弁がありました。

また、委員からの本年度、本市には22人の待機児童が発生しているとのことであるが、今回の条例改正により、この22人の待機児童は解消するのかなどの質疑に対し、今回の条例改正は、既にあった家庭的保育事業等の制度に若干の規制緩和を行う内容のものであるため、この条例改正が直接的な契機となって、本市に家庭的保育事業等の事業所ができ、それにより、待機児童が解消するとは考えていない。なお、本市においては、従前から認可保育所において、待機児童対策を実施しており、平成31年度に開園予定の三上こども園の保育園部において待機児童対策を踏まえた定員を設定する予定であるとの答弁がありました。

また、委員からの小規模保育事業C型の職員として家庭的保育者とあるが、この家庭的保育者となるには、何か資格が必要かとの質疑に対し、資格は不要だが、家庭的保育者となるには、一定の研修を受けていただき、また家庭的保育者として市の認定を受けていただく必要があるとの答弁がありました。

また、委員からの今回の条例改正で、追加する条文中に、アトピー等への配慮とあるが、これは食事に関するものに限定されるのかなどの質疑に対し、この条文は、食事に関し規定しているものであるため、ここに言うアトピー等への配慮とは、食事に限定されるものであるとの答弁がありました。

議第89号では、委員間討議はありませんでした。

以上の1議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第89号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、荒川泰宏議員。

○16番（荒川泰宏君） 第16番、荒川泰宏です。去る9月5日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月18日に委員会を

招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について、報告いたします。

本委員会では、はじめに、議第 8 5 号野洲市余熱利用施設条例について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員から、地元の観光物産や地元の方とは、どのように絡ませていけるのかとの質疑に対し、事業者に対し、市からの要求水準があり、当然のことながら、地域の活性化を図り、それと地産地消も含め、そのような事業を展開されたいというような位置づけがある。それに対して、事業者も提案書を市に提示し、それに基づいて事業を展開されるということであるとの答弁がありました。

引き続き委員から、指定管理で入ったところが、例えばイベントを組むというようなことがあった場合、協力はいただけるということかとの質疑に対し、基本的にはそういう方向になっているとの答弁がありました。

引き続き委員から、開発許可関係について、この調整区域の面積等がどれぐらいかとの質疑に対し、市街化調整区域の敷地面積は、約 1 万平方メートルであるとの答弁がありました。

引き続き委員から、調整区域で余熱利用施設を展開するのは、野洲市で決定できるのか、それとも県への手続が必要なのかとの質疑に対し、都市計画法の手続では開発の許可自体は市のサイドで許可権限があるが、その適用除外という部分の証明ということで、県に通知をすることになっているとの答弁がありました。

以上、本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第 8 5 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 9 0 号野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑はありませんでした。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第 9 0 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 9 2 号平成 2 9 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑はありませんでした。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第 9 2 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 9 3 号平成 2 9 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、

関係課より詳細な説明を受け、審査いたしましたところ、質疑はありませんでした。

本議案を議題として、慎重に審査いたしました結果、議第93号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎です。

去る9月5日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日、12日、13日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。また、9月20日に委員会を招集し、各分科会からの会長報告を受け、審査いたしました結果について、報告を申し上げます。

議第67号平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定について、議第68号平成29年度野洲市国民健康保険医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第69号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第70号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第71号平成29年度野洲市地域医療振興貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第72号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第73号平成29年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第74号平成29年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第75号平成29年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第76号平成29年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第77号平成29年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、議第78号平成29年度野洲市病院事業会計決算の認定について、以上、12議案について、慎重に審査しました結果、議第67号から議第70号までの4議案につきましては、賛成多数により原案どおり認定すべきものと決しました。また、議第71号から第77号までの7議案につきましては、全員賛成により原案どおり認定すべきもの

と決しました。議第78号につきましては、賛成多数により、原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る9月5日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日、12日、13日に各分科会を開催し、説明員の出席を求め、詳細な説明を受けたのち、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました。

また、9月20日に委員会を招集し、各分科会からの委員長報告を受け、審査しました結果についてご報告申し上げます。

議第79号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第5号）、議第80号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第81号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第82号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第83号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）、議第84号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）、以上6議案について、主な審査内容を報告いたします。

議第79号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第5号）における総務分科会の審査内容は、委員から、工事請負費で庁舎空調機器整備が計上されているが、エアコンの総入れ替えをされるのかとの質疑に対し、室内機の部品を供給が可能な間に総入れ替えをし、寿命を延ばすとの答弁がありました。

また、室外機の圧力ガスは交換されているのかとの質疑に対し、当初のままだが、毎年の点検で対応できているとの答弁がありました。

委員から、第三セクターの野洲市湖岸開発株式会社の配当金が計上されているが、株主は何人かとの質疑に対し、株主は12団体、発行株数は1,460株であるとの答弁があ

りました。

また、野洲市の保有株数はどの質疑に対し、野洲市が取得しているのは800株であるとの答弁がありました。

続いて、議第80号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算についての審査内容では、委員から、国民健康保険の基金がふえているが、その活用についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、今の国民健康保険税は基金のうちから1億円を活用して設定したものであり、基金の活用については慎重に残高を見極めたいとの答弁がありました。

議第81号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、特に質疑はありませんでした。

以上、6議案について、慎重に審査しました結果、議第79号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第80号から議第83号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第84号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査内容の結果報告といたします。

○議長（矢野隆行君） 詳細の説明、よろしいですか、もう。予算委員会で一応出ている話でございますけれど。一応、結果報告は出ましたので、よろしいですか、詳細については。

○14番（野並享子君） 1ページ、かわしました。

○議長（矢野隆行君） よろしいですよ。もう予算常任委員会でやっていますからね。

これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようですのでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第67号から議第93号までについて、討論を行います。討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第68号、69号、70号、89号につきまして、野並享子議員から出ており

ますので、これを許します。

まず、第14番、野並享子議員。続けてお願いいたします。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

議第68号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成29年度は、歳入歳出差引額が2億1,532万7,701円となり、基金への積み立ても行われ、基金残高がふえました。30年度から県に移行する国保会計であり、療養給付費の支払いのために、運転資金を持つ必要もなくなることから、29年度で基金残高をゼロにし、保険税の引き下げをした自治体は大津市、栗東市です。野洲市においては、今後県への納付金がどのようになるのか不明ということで、当初予算の審議でも保険税引き下げのための求めには応じられませんでした。結果として、歳入歳出差引額が2億1,500万円余りになり、30年度末には、4億円の基金残高になる予想であります。29年度の国保税は、社会保険に比べ、所得300万円で4人家族の場合、16万9,182円高くなり、51万1,482円となります。県下の中でも、5本の指に入るくらいの高過ぎる国保税であり、引き下げを求めています。平成20年度は、同じ所得で38万8,520円です。29年度は51万1,482円ですから、12万2,962円値上がっております。9年間で1.3倍の保険税になっています。さらに国保は均等割があり、1人に対して課税され、家族が多いほど、保険税が上がる仕組みとなっており、この矛盾を解決する必要があります。また、後期支援分は、生まれた赤ちゃんからも均等割がかけられるなど、矛盾があります。自治体によっては、第3子から均等割を全額免除したり、子どもの均等割を3割減免にしたところなどあり、減免規定を変えればできることでもあります。基金を積み上げていくのではなく、矛盾点を解決するために使うべきであります。

30年度は、若干保険税の引き下げが行われましたが、それでも高く、50万6,962円です。基金を使い、国保税の引き下げをすべきでありました。

また、根本的な問題として、社会保険は半分は企業が負担をします。国民皆保険ですから、半分は国が負担をすべきであります。広域化を進めても、問題の解決にはなりません。国に対して、根本的な改善を求めるよう要求し、平成29年度決算に反対をいたします。

議第69号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。野洲市の後期高齢者は、平成30年3月時点で6,036人であり、

2年間で487人ふえています。決算総額は5億6,800万円であり、当初予算に比べ、5,000万円ふえています。さらに、年金天引きですから、収納率も100%で、普通徴収も98.2%となっています。75歳以上の別立ての保険であり、高齢者がふえれば、医療費は当然ふえます。

こうした中、国は29年度4月から、保険料の特別軽減を縮小しました。所得に応じて支払う所得割は、5割軽減が2割軽減に縮小され、30年度はゼロになりました。社会保険の扶養家族から、後期高齢者制度に移された方の定額部分の9割軽減が7割軽減となり、さらに30年度は5割軽減となり、社会保障の改悪に歯どめがかからない状況となっています。

29年度は、国民全体で187億円の負担増であり、野洲市でも5割軽減で607人、470万円。9割軽減で156人、450万円。合わせて920万円も負担増となり、生活を圧迫しました。なぜ9割軽減や5割軽減があるかといえば、これまで社会保険の扶養家族だった方は、本人は保険料を払っていませんでした。国民年金の方も、老人保険だったので、保険料の支払いはありませんでした。別立ての保険制度にしたため、保険料を支払わなくてはならなくなり、低所得者の方に減免を行ったのです。27年度の保険料収入は3億7,898万円でした。29年の決算では4億5,015万円となっており、2年間7,117万円ふえています。加入者がふえていることは確かですが、2年ごとに保険料の見直しが行われ、2年ごとに引き上げられています。平成20年から始まった後期高齢者保険制度、当初滋賀県の平均保険料は年間5万3,068円でしたが、28、29年度は6万7,884円となり、1万2,016円引き上げられています。また、30年、31年は1,080円引き下げられましたが、加入者がふえ、医療費が伸びれば、保険料にはね返ります。社会保障の自然増の削減は、6年間で5,900億円です。生活保護、年金、医療、介護などで削減されており、サービスが削減されたことと、負担増で自然増の予算の削減が行われました。

一方、軍事費は、戦後最大の伸びで、5兆3,000億円の予算額となっています。高齢者にも応分の負担をしていただくと、後期高齢者医療保険制度が導入されましたが、自然増を削減していくなら、ますますサービスの後退と負担増が押し寄せてきます。

まず第1点目に、年齢で別立ての保険制度にしたことに反対をします。

第2点目は、北東アジアでは、軍事的な圧力でなく、対話による問題解決が進められています。南北首脳会談、米朝首脳会談後、北朝鮮からのミサイルは飛んできません。軍事

費の増大で敵対行為を増幅させるのではなく、軍事費の削減を行い、社会保障費に予算を投入すべきであります。

この２点は、国のやり方により、国民が被害に遭っている点について、市民の声を代弁させていただき、反対を表明いたします。

第３点目は、国の政策を批判もなく受け入れ、従っている市の対応に異議を唱えます。沖縄の翁長前知事は、県民の願いである辺野古への新基地をつくらせないために、命をかけられました。地方行政の長として、県民のために国と戦う姿勢には、感銘を受けました。野洲市においても、市民の願いを実現するために、国に対してもの申す姿勢を求め、反対討論といたします。

議第７０号平成２９年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案に対して反対の討論を行います。

平成２９年度介護保険の決算で、歳入総額が３億８，５４３万円で、歳出総額が３億１，０２３万円で、歳入歳出差し引きで１億７，５２１万円という状況であります。この決算剰余金は、３０年度の補正予算で繰越金に入れられ、基金に３，６００万円、返還金に１億７００万円支出されます。基金残高は、３０年度末で１億３７３万円の見込みとなっています。保険料の収入では９億２，２０３万円で、前年に比べ、５，２００万円ふえています。介護保険加入者の増加によるものであり、また、寿命も延びており、今後も加入者はふえることが予想されます。平成２９年度決算での特徴は、これまで要支援１、２の方は介護予防サービス事業で行われてきましたが、平成２９年度からは訪問看護と通所介護は、地域支援事業に移行したことであります。利用件数は、前年度、訪問看護で８３３件あったものが、半分の４１１件になり、通所介護も、２，３９８件から、６割の１，４３４件になりました。移行した地域支援事業では、訪問看護は本来なら移された４２２件があるなら、同様のサービスかもしれませんが、３２５件となり、１００件近く減っています。訪問型サービスＣが新規事業であります。短期集中予防となっており、運動で１４７件、期限つきであります。通所介護は９６４件移され、９７０件とほぼ同じです。

しかし、通所型サービスＣが新規に導入されました。これは、筋力いきいき教室であります。これは、問題となっている３カ月で卒業と言われているもので、週２回、２０回、１回９０分コースです。短期的かつ集中的に予防する制度です。１０週で卒業の方が２５人、全体的には予算に比べ少なくなっているのが、３０年度、補正であらわれています。国や県への支出金の返還金が１億７３５万円となっており、予想より給付費が少なかった

からであります。その肩がわりになっているのが、地域における百歳体操です。29年度で36団体であり、30年度補正では、さらに9団体結成されるようで、45団体になります。また、小地域ふれあいサロンなど、地域での活動も大事ですが、これらは比較的元気な高齢者の利用であります。要支援の方が1人で自宅で暮らすとき、買い物、掃除、調理、シーツや毛布などの洗濯など、少しの生活の支援をしてもらえば、生活できます。これらを民間のお掃除屋さんや配食サービスなどの利用を進められれば、国民年金で暮らしている方などは、とても利用できません。また、近所での見守りや助け合いを政府は進めますが、なかなか他人の家に上がり込んで、掃除や洗濯、調理などできません。やはりヘルパーという専門職だからこそ、安心して任すことができます。平成29年度から総合事業が始まりましたが、介護保険の更新のときにチェックが入り、外されることが危惧されると指摘しましたが、給付費が予算より少なくなったというのが物語っているのではないのでしょうか。

介護保険は3年に一度の見直しであり、30年度の第7期の見直しでは、基準額で年間5,520円の引き上げが行われました。保険あって介護なしとならないために、介護保険の充実が求められます。自民党の総裁選が行われ、22日の京都新聞の世論調査の結果で、安倍内閣に優先して取り組むべき課題で、ダントツのトップが年金、医療、介護であります。本来は国の税金の使い方を変えて、社会保障の充実のために使うべきです。高齢者が安心して暮らせる社会であってこそ、若者も安心して暮らせます。地方自治体から、現状を国に上げていかれることを求めます。

国の報酬単価が下がる中で、老々介護を余儀なくされている方や、ひとり暮らしの方が生活支援や機能回復訓練などから外されないことを求め、反対討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 89号はどうされます。

○14番（野並享子君） 89も一緒に言うんですか。

○議長（矢野隆行君） もうお願いいたします。賛成がなかったもので、反対、言って下さい。疲れますけど、お願いします。

○14番（野並享子君） 議第89号野洲市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

この条例は、家庭的保育事業の代替保育の提供についての要件を緩和し、食事の搬入施設を追加するものであります。原則として、ゼロ歳から3歳未満の少人数の児童を対象に、保育者の居宅での保育を行う家庭的保育事業、いわゆる保育ママの設置にあたり、連携施

設の設備設定が求められています。この条例の改正は、その要件を緩和することにあります。そもそも、待機児童の解消は、これまで設置基準を満たす認可保育所で行うことが基本とされるべきものであります。設置基準を緩和した地域型保育事業そのものに問題があります。特に、量的拡大を図るため、3歳未満児の受け皿を保育士の資格のない保育ママで補うことは、安全性や保育の質の担保に課題が多く、これ以上の要件緩和を行うべきではありません。また、保育施設における食事の提供は、子どもの命の維持、教育に欠かせないものであり、心身の成長に重要な影響を及ぼします。全ての子どもの健やかな育ちを保障する保育の観点から、また体調の変動も、個別の対応が欠かせないものからも、基本的に外部搬入は行うべきではありません。特に、発達の個人差が大きい3歳未満児や体調不良の児童は、食べ物アレルギー等など、食事の提供は命に関わることであり、適切な運用が求められます。保育施設の食事は、これらを担保するために自園給食が原則であり、責任も曖昧になりかねない給食の外部からの搬入には、断じて反対をいたします。

以上の理由から、議第89号の野洲市家庭的保育事業の設置及び運営に関する条例の一部改正に反対をし、討論とします。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

これより、議第67号から議第93号までの各議案について、順次採決を行います。

まず、議第67号平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第67号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（矢野隆行君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議第67号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第68号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第68号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立多数であります。よって、議第68号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議第69号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第69号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立多数であります。よって、議第69号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第70号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第70号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立多数であります。よって、議第70号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第71号平成29年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第71号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第71号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第72号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第72号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第72号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第73号平成29年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第73号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第73号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第74号平成29年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第74号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第74号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第75号平成29年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、

採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第75号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第75号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第76号平成29年度野洲市水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第76号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第76号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第77号平成29年度野洲市下水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第77号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第77号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第78号平成29年度野洲市病院事業会計決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

議第78号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第78号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第79号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第5号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第79号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第80号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第80号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第81号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第81号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第82号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につい

て、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第82号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第83号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第83号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第84号平成30年度野洲市病院事業会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第84号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第85号野洲市余熱利用施設条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第85号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 86 号野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第 86 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 86 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 87 号野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第 87 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 87 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 88 号野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第 88 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第 88 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 89 号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第 89 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第８９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９０号野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第９０号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９１号財産の取得について（消防ポンプ自動車）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第９１号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９２号平成２９年度野洲市水道事業会計未処理利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第９２号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第９２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第９３号平成２９年度野洲市下水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第９３号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第96号及び意見書第10号から意見書第13号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。

よって、議第96号及び意見書第10号から意見書第13号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(矢野隆行君) 追加日程第1、議第96号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

瀬川局長。

○議会事務局長(瀬川俊英君) 朗読いたします。

議第96号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第6号)。

以上です。

○議長(矢野隆行君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) まず、ただいま当初提案いたしました議案全てをお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日、追加で提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案といたしましては、補正予算1件を提案いたしますので、ご審議をよろしく願います。議第96号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第6号)は、1,859万8,

〇〇〇円を追加いたします。補正の内容は、先の台風21号による施設被害等への対応に係るものです。歳出の主な内容は、民生費では、台風による公立保育所やこども園、学童保育所への施設被害に係る修繕費等120万円を追加します。農林水産業費では、台風被害を受けた農業用ビニールハウス等の再建支援のための補助金として、農業振興費に630万円を追加します。消防費では、同じく台風被害による消防団詰所の修繕費等として、消防施設費に131万9,000円、また個人木造住宅への耐震シェルター等普及事業に係る補助金申請があったことから、災害対策費に補助金20万円を追加します。教育費では、同じく台風被害による小中学校や幼稚園の修繕費等950万9,000円を追加します。

これに対する歳入は、県支出金では、個人木造住宅への耐震シェルター等普及事業に係る県補助金として20万円を追加します。

また、繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として、1,839万8,000円を追加いたします。

以上、ご審議、ご採決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております第96号について、質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第96号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、議第96号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第96号について、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 討論はないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第96号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数でございます。よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

訂正を一部させていただきます。

先ほどの議第92号、93号につきまして、本職の口述で、「未処理分利益」と発しましたところ、「未処分利益」と訂正させていただきます。

暫時休憩いたします。再開は追って連絡させていただきます。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（矢野隆行君） 追加日程第2、意見書第10号から意見書第13号まで、家庭教育支援法の制定を求める意見書（案）、他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。意見書第10号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己でございます。

意見書第10号家庭教育支援法の制定を求める意見書（案）の趣旨説明をいたします。

家庭や家族については、多くの人々が心の拠り所と認識するものですが、国際的にも世界人権宣言第16条や国際人権規約第23条で、家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会及び国の保護を受ける権利を有する旨、記載されています。さらに、国連総会で採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第10条では、できる限り、広汎な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に家族の形成のために、並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきであると規定されており、家庭の自主性に配慮しつつ、それぞれの必要に応じた支援を行うことは、国際的にもその必要性、そして、重要性が認められているところです。

我が国のニーズについては、意見書（案）に記されておりますので、意見書（案）本文を朗読いたします。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基礎を築くことが、あらゆる教育

の基礎として重要である。しかし、家族構成の変化や、地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいという孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から、適切な情報を取捨選択しなければならないことから、かえって悩みを深めてしまうなど、家庭教育を行う困難さが指摘されている。さらに、家庭環境が多様化している中で、子どもが学校生活に容易に適用できないといった困難を抱える家庭がふえており、家庭教育において、学校教育の前段階としての役割を果たすことが求められるなど、家庭教育の期待は高い状況にある。未来社会の担い手である子どもたちを育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭教育の支援においては、全ての家庭の家庭教育に対する応援と、困難を抱えた家庭の個別の事情に寄り添う支援が求められている。

よって、国会及び政府におかれては、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法を制定されるよう、強く求める。

以上、趣旨説明といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第11号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第11号といたしまして、西日本豪雨の教訓から、災害に備えるための整備を求める意見書（案）を提出させていただきます。

近年、台風、集中豪雨等による記録的豪雨で、洪水や氾濫が多発し、今年7月の西日本豪雨では200名を超える死者が出るなど、甚大な被害が発生しました。異常気象により、全国各地で、河川の氾濫や土砂災害などにより、想定外の被害が発生しています。こうした自然災害は、いつ、どこで起こるのか予想がつかないだけに、やっかいなものです。このような災害は年々増加傾向となっていますが、いつ、どこで洪水が発生しても、人の命と暮らしを守るための整備が必要です。

よって、政府におかれましては、100年に一度、1000年に一度の災害に耐えられる強いまちづくりのための備えが必要です。よって、政府は西日本豪雨の教訓から、1つ、防災事業に係る人、命、暮らしの整備に必要な予算の拡充を進められること。2つ、河川の浚渫や中州における樹木伐採を計画的に進めること。3、急傾斜地崩壊対策、砂防などの土砂災害防止施設等は、新規施設に加え、維持管理についても予算に十分な財政措置を行うこと。4点目、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めるために、10メートル未満の崖等についても、財政措置の拡充を図られること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第12号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 意見書第12号について、説明をいたします。

水道事業の民営化を促進するための水道法改正で、民営化、広域化が進められようとしています。地方自治法の水道事業の運営権を、民間に売却するコンセッション方式を導入しやすくすることができる仕組みとなっており、大阪北部地震での被害を口実に、民間活力で老朽化対策を進めるとしてはいますが、水道民営化によって、国民の命に関わる分野で利益が優先され、老朽化などの諸課題の解決に逆行し、人件費削減や住民サービスの後退を招くことは否めません。人口減少に伴う水の需要、収益の減少や人材不足などを理由に、水道の基盤強化、官民連携の推進を掲げ、自治体を水道事業者としながら、施設の運営権を、厚労省の認可で民間の事業者を設定するものです。

しかし、水道事業における世界の流れは、一度民営化した諸外国でも、再公営化の流れになっています。フランスのパリでも、1984年に公設民営で契約したものの、水道料金が2.25倍になり、市民の批判が高まり、2010年に再公営化され、8%の値下げとなっています。アメリカのアトランタ州やドイツのベルリン市でも、一度民営化されたものが再公営化されています。

今、必要なのは、民営化ではなく、水道事業の担い手の育成や必要な財源を投じて、ライフラインを守ることこそ必要です。民営化が老朽化対策どころか、弊害を生むことは、欧米でも水道料金が高騰し、設備投資がまともに行われない等の問題が噴出し、再公営化の流れとなっています。

以上のことから、水道料金の民営化、広域化に強く反対を求め、意見書を提出します。

以上、地方自治法99条の規定により、提出します。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第13号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第13号学校給食並びに全ての乳幼児及び幼児の幼児教育に係る費用の無償化を求める意見書について、趣旨説明を行います。文部科学省の調査では、平成27年度現在、給食実施率、小学校では99.1%、中学校では88.1%、特別支援学校では89.5%、夜間定時制高校で77.5%となって、どんどんと広がっていております。こうした中で、現在野洲市の学校給食費は、小学校で3,800円、

中学校で4,300円となっており、若い世代の非正規雇用が広がる中で、子育て世代にとっては大変重い負担となっております。子どもの貧困を背景に、学校給食の役割に注目した自治体ではこの無償化が広がっており、滋賀県下の中でも、長浜市では無償化が実施されています。しかし、こうした各自治体任せにするのではなく、国が財源の確保をして、全ての小中学校の子どもたちが、家庭の経済状況にかかわらず、おいしい給食が食べられるように、国の施策として実施するようすべきだと思います。

また、2019年10月から、非課税世帯に属するゼロ歳から2歳までの乳幼児及び3歳以上の幼児の保育料、これを無償化することが検討されていますが、これは認可保育所のみとなっております。課税、非課税にかかわらず、全ての乳幼児のこの保育料を無償化していく、こういうことが今、求められています。

このことから、国におかれて、全ての乳幼児医療費の。乳幼児。ごめんなさい。乳幼児の保育料の無償化、これをされるように、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第13号までについて、質疑を行います。質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時50分 休憩）

（午後2時57分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。なお、質疑にあたりましては30分以内、3回以内といたします。

第13番、野並享子議員。

訂正いたします。第14番、野並享子議員。失礼いたしました。

○14番（野並享子君） 意見書第10号家庭教育支援法の制定を求める意見書について、質疑を行いたいと思います。この意見書の文書そのものは、全ての家庭の家庭教育に対する支援と、困難を抱えた家庭の個別事情に寄り添う支援ということが求められております。そのまま読めば、いい支援というところだと思いますが、しかし、そもそもこの家庭教育が問題だとして、自民党が議員立法で、その成立を目指していた2016年10月20日の時点の素案では、家庭教育支援法（仮称）、これを基本にして、2017年2月に修正さ

れた条文があります。まず、この家庭教育支援法の制定というのは、これをもとに制定を求めておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

そして、この第2条で、家庭教育は、父母その他の保護者の第一義的責任において、父母その他の保護者が子に生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努められることにより、行われるものである。これは、修正案の分であります。2016年につくられた、一番最初ではありません。17年に修正された分であります。

そして、2点目の家庭教育支援は、家族が共同生活を営む場である家庭において、父母その他の保護者が子に社会との関わりを自覚させ、子の人格形成の基礎を培い、環境の整備を図ることを旨として行われなければならない。3点目が、家庭教育支援は、家庭教育を通じて、父母その他の保護者が子育ての意味について理解を深め、かつ子育てに伴う喜びを実感できるように配慮して行われなければならない。4点目が、家庭教育支援は、国、地方公共団体、学校、保育所、地域住民、事業者、その他の関係者の連携のもとに、社会全体における取り組みとして行われなければならないというふうに、条文で規定をされておられます。

そこでまず第1点、生活のために必要な習慣、自立心、心身の調和のとれた発達、子に社会との関わりを自覚させることなどは、国家が個人や個々の家庭に強制するものでしょうか。こうした内容を家庭教育の責務として国民に強制する国の法律は、第二次世界大戦後、新憲法では初めてということになります。改正教育基本法では、家庭教育の自主性を尊重しという文言は書かれていますが、この教育基本法の本質と矛盾した内容を法律で求めるというのは、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目が、2012年4月に、超党派の国会議員による親学推進議員連盟結成が行われました。この結成当時の会長が、安倍晋三氏であります。この親学と日本会議の関係も深いんですが、親学関係の書籍を読めば、いじめ、引きこもり、自殺、少年犯罪、虐待、不登校、学校崩壊、発達障がい、こういった子どもが直面する問題は全て親の自覚や知識、そして愛情のなさがゆえだと書かれております。母親の責任を重視して、3歳児神話とか、母性愛神話が展開され、全ての日本人はかつての伝統的な子育てを思い出すために、親学を学ぶべきだと説いており、こうした中で、引きこもりや発達障がいを抱えている母親を今、追い詰めております。この点をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

3点目は、家庭教育支援法そのものは、ぎりぎり頑張っている子育て家庭を本当にサ

ポートするような内容なのではないでしょうか。家庭教育支援法案は、子育てを支援するための経済的支援やルールづくりなどの社会の制度設計によって、国家が地方自治体や学校、近隣住民の囲い込みを通じて、個々の家庭の子育てを管理、統制しようとする狙いが、色濃く感じられます。安倍政権は、待機児童ゼロを提唱しましたが、待機児童は全国で例年2万数千人を超える状況でありますし、潜在的な待機児童数は7万人近く上ると推定されています。育児に参加する男性のことをイクメンと推奨しておりますが、これだけ非正規雇用がふえて、長時間労働もふえている中で、個々の父親、個々の家庭の努力で賄えることは限られています。何より求められているのは、保育所の増設と、保育士の賃上げと身分保障、そして、正規雇用で8時間働けばいいという、暮らせるという賃金をまず国として保障していくということを進めていくべきであります。最低賃金の引き上げとか、残業代ゼロ法案の撤回とかいうことではないかと考えますが、この点について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 野並議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、生活のために必要な習慣、自立心、心身の調和のとれた発達、子に社会との関わりを自覚させることなどは、国家が個人に、個々の家庭に強制するようなものでしょうかという内容ですけれども、そもそも求めております家庭教育支援法の中身に対する認識が全く違います。子の生活のために必要な習慣や自立心、心身の調和のとれた発達、子に社会との関わりを自覚させること等は、そもそも国家が個人、あるいは家庭に強制するようなものではなくて、至極当然のことかと思えます。むしろ、この家庭教育支援法でうたっている、あるいは目指していることは、こうしたことの強制ではなく、それぞれの家庭がこうした内容を子どもに教育すること、教え、育てることをサポートする内容だと考えておりますので、ここの質問は全く当てはまらないというふうに考えております。

2点目、親学推進連盟の内容が記されております。親学関係の書籍を読めばとして、いじめ、引きこもり、自殺、少年犯罪、虐待、不登校、学級崩壊、発達障がいなど、子どもが直面する問題は、全て親の自覚や知識、そして愛情のなさゆえだと書かれておりとなっておりますが、私自身は、このご指摘の書籍を直接読んだことはございませんが、親学についての講演や記事等は読んだ記憶がございますが、この指摘がそもそもあたらないというふうに考えております。ご指摘のような親の自覚や知識、そして、愛情のなさが、要因の1つ、あるいは大きな要因ということには言っていたかもしれませんが、それが全てだと

いうふうには指摘されていないんじゃないかと認識をしております。事前に通告をしていたら、関連の書籍、資料等調べてきましたが、今、この場での返答ですので、記憶の中での返答とさせていただきます。

3つ目、家庭教育支援法そのものは、ぎりぎり頑張っている子育て家庭を本当にサポートするような内容でしょうかとのご質問ですけれども、サポートする内容と考えております。

地域住民の囲い込みを通じて、個々の家庭の子育てを管理統制しようとする狙いが色濃く感じられますというのは、極めて恣意的な解釈であるというふうに考えております。条文の、野並議員も指摘しておりましたように、家庭の自主性を尊重しつつということははっきりとうたわれており、しかも、この法律の名前にも上がっておりますとおり、支援する法律であり、このような囲い込み、あるいは管理統制というようなこととは、全く異なります。さらに、何より求められるのはとして、保育所の増設、保育士の賃上げ、身分保障等々記しておっしゃっておられましたけれども、そもそもこうしたことは、この家庭の支援、家庭教育の支援に必要なことは、これをやれば全てオーケーというものはなくて、こうした保育所の増設等を否定するものではございません。並行してそれぞれの家庭での養育や教育ということを支援、サポートするということでございますので、ご質問されていることは、全て誤解に基づく杞憂だというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○14番（野並享子君） 1点目に聞いたことをちょっと答えてほしいんですけど。

○議長（矢野隆行君） よろしい。

○14番（野並享子君） 1点目に聞いたこと。

（「1点目」の声あり）

○14番（野並享子君） 1点目。この文章以外に。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後3時11分 休憩）

（午後3時12分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番、東郷克己議員、追加回答をお願いいたします。

○1番（東郷克己君） 現在の家庭教育支援法の概要というものを拝見して、その制定を求めているところでございます。

○議長（矢野隆行君） 第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 答えていただきました。

現在の出されているというのは、2016年10月20日に仮称として自民党が素案を出しました。17年2月に、修正という形で今、出されております。それをもとに、今、こういう法律をつくるべきだということを言っておられるんですよね。そう確認していいですね。今、さっき、私、第2条という形でざっと言うたのは、その修正案の中に書かれている2条なんです。この2条の中で、一番最初に2016年に書かれたところで、すごく指摘を受けたんですよ。いろんな方々から。2016年のときには、第2条の一番最初のところの家庭教育はという、その後に、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会の基礎的な集団である家族が共同生活を営むというふうな文言が入っていたんですが、それが、修正版ではなくなってしまったんです。自民党の中から、こういうのを出しとくと、都合が悪いということやったんだと思うんですけども、本来は、家庭教育の自主性を尊重するというのは、必要なんですね。

それは何やいうと、教育基本法では、家庭教育の自主性を尊重しということが書かれているので、修正する前やったら、それが入ってたんです。それが今現在の17年2月では、その教育基本法に書かれていた部分がなくなっている。ですから、私、1点目に、教育基本法の精神と矛盾した内容を法律として求められるんですかということをお尋ねしたのは、そういうことなんです。今現在、このインターネットでも、家庭教育支援法というのを検索すれば出てきます。出てきますから、そういう中において、ここはちょっと第1点目、本当に矛盾した内容で、認識の違いとかじゃなくて、自民党がそういう形で議員立法として制定しようとしている条文が出ておりますので、それについて、質問させていただいたんです。これをそのまま法律として制定されたら、ちょっと教育基本法と矛盾をする内容になってしまいますので、お尋ねをしたんです。その点をお答え願いたいと思います。

いろんな子どもとの関わり、自立心、調和のとれた発達、こういうようなことを国家が家庭に強制するものではないということを、私、言っているんですけども、これも、条文の中に、行うとか、努めるようにするとかいうふうな形で書かれていますね。第3条では国の責務。国の責務として、実施する責務を負うというふうな前条の基本理念に基づいてというふうな形も書かれていますし、地域で、地域のところも地域住民の責務という形で第6条が出てきておりますので、こういう形で施策に協力、努めるというふうな、そうい

う内容が書かれております。

ですから、こういうふうなのは、これまで戦後、このような法律を出したことはありませんので、教育基本法以上に、本当に国家が家庭にまであせえ、こうせえというふうなことを言ってきているという内容がありますので、意見書そのものの文面を見ますと、非常にやさしい言葉で、さもやってほしいなという内容なんですけども、もとになっているベースが、この自民党が出している家庭教育支援法をもとに、これをつくれというふうな内容であるならば、これは私が恣意的に言っているのではなくて、条例、法案そのものがそうっておりますので、そういう意味で言ったんです。サポートするような内容ではありません。本当に。地域の人たちが、そこまで踏み込んでいくという、管理統制をしていくということにまで踏み込んでしまうような法案になっておりますので、その点をちょっと。どういうふうにこれをベースとされるのならば、そうではないという内容を言っていたきたいんですけども。

それと、3点目に、並行して行う問題だということをおっしゃいました。並行して行うというのであるならば、この意見書を出されたら、同じように、家族と一緒に夕食が食べられるような、8時間で家に帰ってこられるような、今の働き方改革のあんなものを国会で通してしまいましたけども、8時間働いて家に帰ってきて、家族が夕食、みんなで食べられるような、そういうようなものも出していくとか、最低賃金引き上げていくとか、非正規雇用をやめて、正規社員にしていくとかいうふうなものも一緒に出されるならば、並行してサポートできるというふうに思うんですけども、そういったことは全く出されておられないという状況ですし、今まで、この議会の中でも働き方改革の、あんなのやめよという意見書やらにも、ことごとく反対されてこられました。かわりのもの、何か出されたかというたら、全く出されていないというのが現状で、今言われた並行して行う、サポートしていくというふうな内容とは、ちょっと矛盾しているような内容であると思いますが、いかがお考えなのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 野並議員の再質問にお答えをいたします。

手元に持っております家庭教育支援法の支援法案、要綱の中、目的第1、目的の項において、教育基本法にのっとりというふうにございます。教育基本法にのっとり、家庭教育支援に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、家庭教育支援に関する必要な条項を定めることにより、家庭教育支援に関

する施策を総合的に推進することを目的とするというふうにございます。

先ほど、概要のところだと申し上げましたのは、その解説のような形で書いておらずところに。ちょっと失礼しました。

家庭教育支援は、家庭教育を通じて、保護者において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように、配慮して実施されること等の文言が書いてございます。先ほど申し上げた目的の条項における教育基本法の本質にのっとりということ、そして、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮してというところ等勘案しまして、野並議員がご心配されているような強制というものはないというふうにございます。

また、働き方支援等の意見書も出せばというふうなことをおっしゃっておられますが、意見書だけがこの私たち議員の活動ではないというふうにございます。先般、自民党では、野洲市の要望に対する政調会を開催し、私も野洲市の課題に対して、市政を調査、分析した中で、課題と強く感じる点に対して、要望を上げたところにございます。そうした一つひとつの取り組み等も含めて、総合的に申し上げておりますし、なおさら、この内容は、国の法案整備や法律の整備や、あるいは施策に対してのございますので、子育て支援、あるいは働き方改革等々の取り組みと並行して申し上げているところにございます。

もう一つつけ加えさせていただきますと、私自身、子育て支援の委員として、野洲市の委員、委員会に何度か出て、市の取り組みを拝見してまいりました。今現状、欠けているのは、本当に困った家庭、今まで常識とされていたような子育てのことが、わからない親御さんが現実にいらっしゃる。それで、幼稚園の先生等も困っている。親も困っている等々の状況が今、生まれております。そうしたことに対するサポートをしていこうという法律であって、ご心配のような、このことは一切ない。近隣の近所の住民に対する強制というようなこともおっしゃいましたけども、あくまでもそれらも含めて、そうした困っている親御さんへのサポートの内容とございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） この家庭教育支援法というのが出されまして、2017年2月8日に、週刊女性がこの記事を取り上げております。そこに書かれていますのは、記者の主観的なものもあろうかとは思いますが、そこに書かれています。家庭を国家に貢

献する子どもをつくるための人材育成装置とするのが狙い。国に役立つ人、国や郷土を愛する人に育つよう教育すれば、国や自治体は手助けしますよというものです。国がこうあるべきとする教育、つまりお国のために役立つ人材を育成していない親は、責任を果たしていないことになるという法律。そのとき、責任を果たしているかどうかを判断するのは国です。家庭の事情やライフスタイルを尊重するのではなく、枠にはめ、上から目線でコントロールしようとしています。この法案は、愛国心や規範意識など、国にとって都合のよい価値観を支援の名のもとに、保護者や子どもに押しつける危険が大きく、子どもの思想、良心の自由や学習権を著しく侵害することになりかねない。また、特定の望ましい家庭像を国が設定すれば、その家族像に当てはまらない多様な個人の生き方を否定することにつながり、個人の尊厳と、両性の平等を規範した、憲法24条の精神に反するものと言わざるを得ないということが書かれております。

右側から、左側から、いろんな意見があろうかと思えますけども、けどもやはり、今回、この法を制定しよう、していこうということを国に対して意見を上げていくということに対しては、これは本当に憲法24条の、私は精神に反しているというふうに思っておりますので、申し添えておきます。もう答弁はいいです。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第13号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第10号から意見書第13号までにつきましては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第10号から意見書第13号までについて、討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時29分 休憩）

（午後3時43分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず意見書第10号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は、意見書第10号家庭教育支援法の制定を求める意見書（案）について、反対の立場で討論を行います。

本意見書（案）が制定を求めている家庭教育法案は、国が家庭教育支援の基本方針を定め、地方公共団体は、国の基本方針を参酌して基本方針を定め、保護者に対する学習機会や情報の提供や啓発活動、学校や保育所等の設置者や地域住民に対し、その施策への協力を求めることなどを内容としています。この法案は、2012年4月に安倍晋三氏が会長となり発足させた親学推進議員連盟が長年立法化を目指してきたものであり、政府・与党が国会に提出しようとしています。議連の名称に使われている親学とは、家庭生活のあるべき姿を具体的に提唱し、そのあるべき姿に応じた子育てを保護者に求めるというものです。また、この議連が主催する学習会では、伝統的な子育てで発達障がいを予防できるなどという科学的根拠もない理論が展開されており、発達障がいのある当事者や家族などからも、強い批判が寄せられています。法案は、国が設定した家庭教育のあるべき姿を、地方公共団体を通じて、国民に徹底する仕組みを可能とするものです。

このような家庭教育を行うことや、保護者が子どもに生活のために必要な習慣を身につけさせることが、保護者の第一義的責任だとされています。愛国心や公共心、規範意識といった国にとって都合のよい価値観を、保護者や子どもに押しつける危険が大きいものです。そうなれば、子どもの思想、良心の自由や学習権を著しく侵害することになりかねません。また、特定の家族像を国が望ましいとして設定することは、その家族像に当てはまらない多様な個人の生き方を否定することにつながり、家族における個人の尊厳と、行政の本質的平等を規定する憲法24条の精神に反すると言わざるを得ません。

そもそも、現在の子どもをめぐる問題は、家庭教育の低下によるものでなく、1980年代から進められてきました労働の規制緩和による長時間労働やそれが労働者のワークライフバランスを阻害していること、若者の非正規化、社会構造の変化によって、共働き世帯が増加する中、子育て支援制度が不十分なため引きこす、むしろ制度側の問題と貧富の格差が拡大し、社会のひずみ、国民生活へ多大な影響を及ぼしている結果でもあります。

このような状況であるべき家庭像を法で打ち出せば、現在でも全力で頑張っている親御さんたちを追い詰めることになりかねません。また、働く母親やひとり親に、自責の念を

抱かせ、孤独な子育てをしている専業主婦を、完璧な母親にならなければならないという精神状態へ追い込むおそれもあります。多様な個の結びつきによる家庭をつくっている人々を排除しかねません。まずは、労働環境の整備や、公的育児施設の充実、そこで働く保育士や教員の待遇改善など、制度を整えることが国や地方自治体の役割です。それを怠り、子どもをめぐる問題を家庭の責任にし、親はもっと頑張れという道義的メッセージで乗り越えようとするのは、現実的ではありません。

以上のように、この法案は、愛国心や規範意識など、国にとって都合のよい価値観を、支援の名のもとに保護者や子どもに押しつけようとするもので、憲法24条の精神に反するものであることから、その制度を求める本意見書（案）には反対するものです。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

意見書第10号家庭教育支援法の制定を求める意見書（案）に、賛成の立場から討論をいたします。

教育とは、その文字が語るとおり、考え、育てることです。人は出生直後から両親や家族などの愛情や言葉をかけられ、1つ、また1つ言語や運動能力、さらには人間性を習得していきます。家庭教育は、全ての教育の出発点、家庭教育の基礎を築くことが、あらゆる教育の基礎として重要との意見書（案）の指摘は、至極最もであります。

一方、昨今の我が国の状況をかえりみますと、スマートフォンに代表される情報通信携帯端末と、SNS、ゲームなどの普及により、直接人と交流するよりも、携帯端末に没頭する傾向が顕著になっており、若年層では、対人関係への苦手意識も強くなっています。さらに、核家族化と少子化の進行や、他領域における関係性の変化により、学童期から思春期に至る期間に乳幼児に関わる機会は著しく減っており、我が子が初めて接する乳児というケースも珍しくありません。

加えて、親近に家庭教育について相談できる人を見つけられず、母親が1人で悩みを抱え込み、子どもに対し適切な対応ができないことや、最悪の場合には、虐待に走ってしまうという事態に陥ることも報告されています。

こうした状況の中で、全ての家族が安心して希望を持って子どもを育み、教育できるよう、家庭の自主性に配慮しつつ、サポート体制を充実させることや、困難を抱える家庭への支援を整えることは、明るい家庭と子どもたちの未来に向けた取り組みであり、少子化、

人口減少への対策としても有効であり、子育て世代のみならず、全国民の福祉に資するところでもあります。

以上、家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)に賛成といたします。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長(矢野隆行君) 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番(田中陽介君) 第9番、田中陽介です。

家庭教育支援法の制定を求める意見書に対しまして、原案に対して反対ということで、討論させていただきます。

私、はじめにこの意見書を見せていただいたときに、まず家庭教育というのが何を指しているのかということがちょっとよくわかりませんでした。ですので、私なりに家庭教育というものを定義したもので進めさせていただきます。その中で、はじめに私が思ったのは、最初はホームスクーリングや自主保育など、多様な家庭での教育の支援を進めていくようなものなのかなと、すごく有用なことだなと思ったんですけども、よくよく調べていく中で、自民党さんが議員立法として上程されようとしています家庭教育支援法というものにあたりまして、それが、先ほど野並議員もおっしゃいましたけれども、親学推進活動に賛同する国会議員や地方議員の動きによってなされようとしているということが言われていることでもありますとか、そもそもこの法案は、最もプライベートとした家庭という領域に、公権力の介入につながる可能性があるということで、法律家、憲法家含め、さまざまな方から危ぶむ声が上がっているということを知りました。

また、この法案の根拠として、核家族化やコミュニティーの希薄化、ひとり親家庭の増加、子どもの貧困、幼児虐待など、そういったことは上げられているわけですけども、しかし、こうしたことが、この支援法案によって解決に、本当に向かうのだろうかと思えます。くさいものに蓋をするような場当たりの対応ではなくて、本来こうした問題は、社会の福祉やシステムの本質的な問題でありまして、これを親や地域を教育することで解決していこうというような考え方は、やはりこれらの問題を、親や地域のせいにしてしまっている危険があると、私はそう思います。ですので、これは本当の家族の家庭の支援になるかどうかというところを疑問を抱いております。

また、先ほどもありましたけれども、憲法24条の個人の尊厳や、家族の多様なあり方、内面の自由に対する介入につながるおそれがありますし、親とはこうあるべき、家庭とはこうあるべき、このようにしなさいというようなことを、なぜわざわざ法律で定める必要

があるのか、それを誰が求めているのかなというふうに思います。家庭と地域の問題ならば、やはり地域で取り組んでいかなければいけないですし、コミュニティーの問題でしたら、コミュニティーで取り組んでいく。その答えは、決まっているものではなくて、やっぱり多様なあり方がコミュニケーションの中で認められていくもの、法律で決めるものではないと思います。私は、できるだけ小さな単位で、細やかに問題に取り組むのがいいと思いますし、国が本当に取り組むべきものというのは、先ほどもありましたけれども、労働の規制緩和によるさまざまな問題や、非正規雇用の増大、子育て支援制度の不備とか、社会システムの改善だと思います。当市においても、いろいろ生活困窮者支援等はかなり力を入れておりますので、さらに、同じようなことをするのに、いろんな法律があるというのは、ややこしくなるんじゃないかなというふうに思いますし、今の方針で進んでいくので十分だと思います。

また、昔はよかったというようなノスタルジックな根拠があったりするんですけども、データで見ても、多くの場合、過去と比べても、例えば家族を大切に感じている子どもの割合、例えばこういうアンケートをとったときにでも、今はとてもそういった子どもが多いです。それもありますし、非行を行う割合ですとか、凶悪犯罪、凶悪な事件を起こす割合等も低水準となっております。特に、家庭環境というのは、今も昔も本当に多様でありまして、一概にどうこう言えるものではないと思います。

そして、そもそも家庭教育、これは学校以外での教育というような概念ですけども、やはり正しい答えというのは誰にもわかりません。そういったものを法制化することはできるのでしょうか。特定の価値観がやはり法律として定められるということに賛成することはできませんし、このような内容を後押しするような意見書を議会として提出することにも、危惧を覚えます。既に幾つかの自治体では、条例として家庭教育支援条例かな。そういったものが定められております。これは、今言った自民党の素案に近いものが出されております。

議員の皆さんには、ぜひとも自分事として、自分の家庭をイメージしていただきまして、子育ての自由や多様な家族のあり方に関して、そうした干渉する可能性がある法案が本当に必要なのか。自分、自らを含め、子どもや孫は、そういった法律を本当に必要としているのか。いろんな立場があるのは重々承知しておりますけれども、やはり野洲の市民の代表として、先の未来を見据えた住みやすい気持ちよく暮らせる社会をイメージして、議決していただきたいと思います。

以上で、討論を終わります。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第11号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二です。

意見書第11号西日本豪雨の教訓から、災害に備えるための整備を求める意見書（案）について、反対討論をいたします。

国土強靱化を推進する自公政権下では、急傾斜地崩壊対策事業を含む防災安全交付金により、地方自治体の取り組みを支援しております。防災安全交付金は、地方自治体が制定した整備計画に基づいてさまざまな事業に充当ができ、自治体の自由度が極めて高い制度であります。急傾斜地崩壊対策事業への交付金活動の度合いは、地方自治体の判断によるところが大きく、まずは自治体において交付金の使途を精査すべきと考えます。

なお、自公政権のもと、防災安全交付金の予算額は、平成29年度、30年度共に1兆1,000億円を上回る規模となっています。責任政党として、厳しい財政状況を踏まえ、財源の提示なく、財政措置の拡充を図ることは困難であります。

以上のことから、意見書第11号西日本豪雨の教訓から災害に備えるための整備を求める意見書（案）について、反対討論といたします。

以上。

○議長（矢野隆行君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第11号西日本豪雨の教訓から災害に備えるための整備を求める意見書についての賛成討論を行います。

西日本豪雨はじめ、地球温暖化などによる異常気象により、全国各地で記録的豪雨による洪水で、河川の決壊や氾濫で、甚大な被害が発生しています。しかし、こうした被災地の多くは、災害ハザードマップなどで、危険が想定されていたところが少なくありません。ならば、想定外では済まされません。南海トラフも想定される中、国民の命を守るため、災害に強いまちづくりが緊急の課題であることは、誰もが認めるところであります。そのためには、防災事業に必要な予算の確保が求められますが、国におかれましても、西日本豪雨や北海道地震など、被災地の復旧に全力を挙げていただき、一日も早くもとの生活に戻れるよう、求めるものであります。

また、予算の作成にあたりましては、無駄な公共事業ではなく、人命と暮らしを守る最重要課題として取り組み、今後も起こり得る災害に備えるため、西日本豪雨の教訓から、災害に備えるために整備を求める、この意見書①防災事業にかかる人、命、暮らしの整備

に必要な予算の拡充を進めること、②河川の浚渫や中州における樹木伐採を計画的に進めること、3点目に、急傾斜地崩壊対策、砂防などの土砂災害防止施策等は、新規施設に加え、維持管理についても予算に十分な財政措置を行うこと、4点目に、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めるために、10メートル未満の崖等について、財政措置の拡充を図られること、このような意見書（案）に対しては、意見書を採択し、国に上げていくべきだと考えます。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第12号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 第5番、新誠会の坂口でございます。

ただいま案件となっております水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正に反対を求める意見書（案）につきまして、反対の立場で討論いたします。

この水道法改正案につきましては、現在、国会に提出されており、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者に対し、水道施設の適切な管理を求めることにより、水道の基盤強化を図るための法案であります。今後、水道施設の老朽化がますます進む一方で、人口減少に伴い、料金収入が減少するとともに、事業を担う人材も不足するなど、水道事業は深刻な課題に直面しております。

このような状況に対応するため、政府は法案の速やかな成立を目指しているところでございます。

なお、地方自治法における水道事業の運営権を、民間に売却するコンセッション方式につきましては、厚生労働大臣が国会答弁で、地方公共団体が引き続き水道事業の継続に責任を持つというものと明確に述べております。今回の意見書におきまして、欧米での水道の民営化では、料金高騰など問題が起きているという指摘がございました。全く状況が異なる欧米での事例を引用されておきまして、適当ではないと判断しております。

よって、こうしたことから、水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正に反対を求める意見書には、反対するものであります。ご賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第12号水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正に反対を求める意見書（案）への賛成討論をいたします。

現在の水道法は、憲法25条に定められました国民の生存権を具現化した法律であります。その第1条には、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護、育成することによって、正常にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と、生活環境の改善とに寄与することと目的を高らかにうたい上げています。コンセッション方式が採用されれば、運営権を持った企業は、営利が目的となり、そのため、水道料金が安易に引き上げられる危険性もはらんでいます。命の水を商品にしてはなりません。現在、給水人口が5万人未満の中小水道事業者が950余りで、7割近くを占めています。国は、これらの市町村が身近な水源を利用し、小規模で水道事業を運営することを非効率とし、基盤強化と称して、広域化を進めようとしています。身近な水源を放棄させ、余剰なダム水を押しつけ、広域化を口実に、ますます現場から技術者を削減し、水系や生活圏、文化圏を無視した無理な統合を行う危険性があります。事業計画、運営、管理を含むトータルマネジメントのノウハウは自治体が持っており、24時間、365日、安定した水供給を行う現場の管理、運転技術は、世界最高水準と言われています。一方、自民党の麻生太郎氏は、2013年に、アメリカの民間シンクタンクでのスピーチで、日本の水道を全て民営化しますとあたかも市場を開放するかの危うい発言まで行っています。

以上のことなどから、持続できる安全、安心な水の供給が脅かされる水道法改正に反対求める意見書への賛成意見といたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第13号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております意見書第13号学校給食並びに全ての乳幼児及び幼児の幼児教育に係る費用の無償化を求める意見書（案）につきまして、反対の立場で討論をいたします。

現在、給食費については、低所得所帯では、各自治体において減免措置が講じられるなどの対策が行われております。また、一部の自治体では、学校給食の無償化が行われており、地域活性化や子育て支援に資する取り組みと考えます。しかしながら、国の施策として給食を無償化することは、私なりに試算してみますと、年間約5,230億円の財源確保が必要であり、また、学校給食を実施していない児童・生徒との公平性等を図る問題があります。また、子どもたちの衣食住につきましては、一義的には保護者の責任において対応すべきであり、国の責任で給食費を無償化することは採用すべきでないと考えます。

以上のことから、学校給食並びに全ての乳幼児及び幼児の幼児教育に係る費用の無償化を求める意見書につきましては、反対するものであります。

なお、幼児教育の無償化につきましては、平成32年度の実現を目指して、政府において加速化する方針を確認いたしていることを申し添えます。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第13号学校給食並びに全ての乳幼児及び幼児の幼児教育に係る全ての費用の無償化を求める意見書に賛成の立場で討論します。

少子化、過疎化、子どもの貧困の問題を背景に、学校給食の無償化の流れが広まっています。学校給食のない学校では、お弁当を持ってこられない生徒が教室からいなくなるという話を聞いたことがあります。そんな悲しい思いをしている子どもたちがいることを忘れてはなりません。

こうした給食費を自治体が負担しているところは、今、61自治体あります。給食費を無償化すると、年間5万円、家庭の負担が軽くなります。また、国の施策として、3歳児から5歳児までの幼児教育無償化が、2019年10月から消費税増税と引きかえに始まります。しかし、3歳児からではなく、低所得者層や若い共働き夫婦にとって、一番手にかかるゼロ歳児から2歳児も含めた全ての乳幼児及び幼児の幼児養育費を、国が子育て応援として負担すべきではないでしょうか。高齢化と人口減少が急速に進み、少子化が加速すれば、日本の経済も成り立たなくなります。

予算の面では、今、国がアメリカの言いなりで、カジノ導入で6,000億、そしてまた、イージス・アショア2基で2億5,000万、またオスプレイでは22のこども園が建つと言われる、そうした予算が組まれています。そういう予算ではなく、暮らし優先の予算を組み、そして、今、少子化対策こそ日本が抱える最大の課題であり、そのためにも、子育て応援の施策を強く求め、意見書13号学校給食並びに全ての乳幼児及び幼児に係る費用の無償化を求める意見書に賛成討論とします。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告の討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず意見書第10号家庭教育支援法の制定を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第11号西日本豪雨の教訓から災害に備えるための整備を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第11号は否決されました。

次に、意見書第12号水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正に反対を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号学校給食並びに全ての乳幼児及び幼児の幼児教育に係る費用の無償化を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第13号は否決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理に要するものにつきましては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものにつきましては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開を4時40分とします。

(午後4時20分 休憩)

(午後4時40分 再開)

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 平成30年第6回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る8月29日に招集させていただき、本日まで29日間でした。当初提案いたしました29議案及び本日追加提案いたしました補正予算1件を合わせた合計30議案について、慎重かつ厳しくご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、災害対策、健康福祉施策、教育施策、道路施策など、さまざまな分野における政策に対しまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました。特に、災害に関しましては、大阪北部地震、西日本豪雨、台風第21号、さらには北海道胆振東部地震等、ここ4カ月の間に、立て続けで大きな自然災害が発生し、日本各所に大きな被害をもたらしました。多くの方々、亡くなられましたし、今なお、多くの方々、厳しい避難生活を送っておられます。

本市におきましても、台風第21号の襲来によりまして、公共施設をはじめ、家屋や農業施設への被害などが多くありました。市では、大規模な災害に備え、市民の安全安心を守るため、各種計画の継続的な、各種計画及び事業の継続的な見直しなどを進めております。具体的には、災害発生時においても、市民生活に重大な影響を及ぼす業務の継続と早期再開が図れるよう、業務継続計画の策定に取り組んでおります。その他、公共施設のあり方につきましては、平成29年3月策定の野洲市公共施設等総合管理計画において、インフラを含む公共施設全般について、将来維持できる施設量を試算し、将来の目標数値等を定め、長期的な方針を示すなどをして進めております。その基本的な考え方は、施設ありき、不用となった建物の活用ありきではなく、安心して豊かな市民生活を支えるサービスを、どこで、どのように提供していくことが望ましいかという観点で進めてまいります。

最後に、これからの季節、ますます朝夕冷え込んでまいります。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き、本市発展のためにご活躍いただきますよう、祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 以上で、平成30年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。（午後4時43分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年9月26日

野洲市議会議長 矢野隆行

署名議員 山本剛

署名議員 鈴木市朗